

大蔵委員會議録第三十一号

昭和三十一年四月二十四日(火曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君

理事春日 一幸君

生田 宏一君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

中山 榮一君 夏堀源三郎君

福田 越夫君 保利 茂君

坊 秀男君 前田房之助君

横川 重次君 有馬 輝武君

石山 權作君 井上 良二君

田万 廣文君 平岡忠次郎君

横鏡 重吉君 横山 利秋君

岡田 春夫君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

出席政府委員

大蔵事務官 東條 猛猪君

(銀行局長)

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

四月二十日

委員横山利秋君辞任につき、その補

欠として山口丈太郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同月二十四日

委員山口丈太郎君及び石野久男君辞

任につき、その補欠として横山利秋

君及び岡田春夫君が議長の指名で委

員に選任された。

四月二十日

国の債権の管理等に関する法律案

(内閣提出第一四九号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

金融制度調査会設置法案(内閣提出

第七六号)

○松原委員長 これより會議を開きま

す。

この際御報告いたします。当委員会

において予備審査中の国の債権の管理

等に関する法律案につきましては、去

る二十日参議院において可決され、同

日本院に送付されて当委員会に本付託

となりましたので、御報告いたしてお

きます。

○松原委員長 次に、金融制度調査会

設置法案を議題として、質疑を続行い

たします。石村英雄君。

○石村委員 金融制度調査会法案につ

いて、大蔵大臣にお尋ねいたします。

実は、従来この法案が委員会に付託せ

られてきて、いろいろ論議が重ねられ

てきたのですが、大體断片的

な論議にすぎなかった。それで、もう

大體与党の方では早くあげたいという

ようなお考えもありましたので、一つ総

括的な質問をいたしましてわれわれの

態度をきめたい、こう考えておつたの

であります。けさの新聞を見ますと、

大蔵大臣はこの金融制度改革につい

て、相当具体的に腹案を述べていらっ

しゃいます。現在大蔵委員会でこの法

案を審議しておる最中、しかもほぼ最

終段階にきておるといふときに、こう

したことを新聞に御発表になった理由

はどこにあるのでございましょうか。

これは、委員会においてむしろ発表せ

らるべきことだと思ひます。大蔵大臣

の発表になった御趣旨を一つ御説明願

いたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 今朝新聞に出てお

りますことは、昨日記者諸君に話した

のでありますが、これはしかし何も新

しいことではないのであります。あれ

はいずれもすでに予算委員会その他の

委員会御答弁申し上げてあることを

質問されましたので、一応さらったと

いうことであります。

○石村委員 いろいろ断片的には各委

員会でお触れになっておるとは思つて

ございしますが、この法案のかかつて

いる大蔵委員会では、こういうようにま

とめてのお話しはまだなかつたわけ

でございます。悪く解釈すれば、大蔵委

員会の審議を無視していらつしやる。

こつともとれるわけですね。大蔵大臣は、

大蔵委員会の審議なんかはどうでもい

か。というふうなお考えなのであります

か。

○一萬田國務大臣 決してさうなこ

とではありません。昨日記者諸君が金

融の問題についていろいろ質問され

た。さしあたりやはり質問をするといふこ

とやむを得ないだろうと思ふ。そし

て、事柄はもうすでに国会の委員会

で、みんなあれは私が御答弁申し上げ

たことばかりであります。決して大

蔵委員会をどうというわけではござい

ません。私はきわめて軽い意味で答え

たのであります。

○石村委員 大蔵大臣は各委員会です

で述べた古いことだ、こうおっしゃ

います。そんな古いことなら、新聞

がこつと出すはずはあります。

○石村委員 大蔵大臣は各委員会です

で述べた古いことだ、こうおっしゃ

います。そんな古いことなら、新聞

がこつと出すはずはあります。

○石村委員 大蔵大臣は各委員会です

で述べた古いことだ、こうおっしゃ

います。そんな古いことなら、新聞

がこつと出すはずはあります。

○石村委員 大蔵大臣は各委員会です

で述べた古いことだ、こうおっしゃ

います。そんな古いことなら、新聞

がこつと出すはずはあります。

○石村委員 大蔵大臣は各委員会です

で述べた古いことだ、こうおっしゃ

います。そんな古いことなら、新聞

がこつと出すはずはあります。

○石村委員 大蔵大臣は各委員会です

で述べた古いことだ、こうおっしゃ

います。そんな古いことなら、新聞

がこつと出すはずはあります。

○石村委員 大蔵大臣は各委員会です

で述べた古いことだ、こうおっしゃ

います。そんな古いことなら、新聞

がこつと出すはずはあります。

○石村委員 大蔵大臣は各委員会です

で述べた古いことだ、こうおっしゃ

います。そんな古いことなら、新聞

がこつと出すはずはあります。

○石村委員 大蔵大臣は各委員会です

で述べた古いことだ、こうおっしゃ

もございましょう。私が昨日話した事

柄は、先ほどから御答弁申し上げた通

りでございます。決して何か特別な

考えであらうな話をしたわけ

は毛頭ありません。

○石村委員 これは、せんだつてこの

委員会でも、日銀の新本総裁を参考人

としてお呼びいたしました。いろいろ

御意見を聞かしていただきましたが、

それに対して大蔵大臣のお考えが相当

違つておるといふ点もあるわけだ。

そこで、新聞も一つは大きく取り上げ

たと思ひます。大蔵大臣は、金融制度

のことなんかおれにまかせておけばい

いのだ、お前たちそんなことを問題に

しなくてもいいのだというふうなお考

えかもしませんが、これは実に重要

な問題だと思ひます。それを、大蔵委

員会に総括的にまとめて発表なさらず

に、われわれがこれから質問をしてそ

れを明らかにしたい、こう考えておつ

たやさきに新聞に発表なさいますと、

われわれとしても、もう聞きたいこと

は新聞を知らなさい、いつかの内田

さんの答弁のように、詳しくは新聞に

出ておりますというふうなことで、わ

れわれは何も大蔵委員会を開かなくて

もいい、もう少し新聞を二、三日ゆっ

くり読んで、また世間の意見を聞いて

るわけだ。どうも大蔵委員会が審議

する気力がもうわれわれにはなくなつ

てしまふ。何も大蔵大臣にこつと聞か

なくてもいい、新聞さえ読めばいい、

こういう内田さんの答弁と同じことに

なってしまう、こういうおそれがあ
る。いかがですか。

○一萬田國務大臣 繰り返して申し上
げますが、あの話はもうたびたび実は
国会で話したことであるのでありまし
て、たとえば何か日銀總裁が先般ここ
でお話しになったことについて、私が
話したというようなことではないので
あります。むしろあの問題について
は、ああいうふうな問題の提起の仕方
は、すでに私が前にしておることなの
でありまして、しかもあの事柄につい
ては、何も問題の解明は与えていな
い。ただ問題を提起しておるのであ
りますから、あの問題について御議論
なさろうと思えば、これはたくさんこ
んこんとして尽きない問題があるので
あります。決して問題がきまつておる
わけではないことを申し上げておきま
す。

○石村委員 大蔵大臣が昨日こういう
新聞発表をなさったことに対するわれ
われの考え方というものは、お互い
もう少し相談してみなければならぬと
思います。それで新聞をたよりに、二
番せんじみたので、まことにおかしな
ことになりませんが、お尋ねしていきた
いと思うのであります。

まず、この調査会で二十名の委員を
「金融又は産業に關して深い知識と経
験を有する者その他学識経験のある
者」この規定してありますが、大体こ
ういう二十名の構成の範囲はどのよう
にお考えになつていらっしゃるんです
か。金融界と申しまして、都市銀行
あり、地方銀行あり、あるいは長期信
用銀行あり、また中小企業関係の銀行
もあり、また産業界と申しまして
も、中小企業の方もあり、この方

でも、大体どういう構成でこの二十名
をお作りになるお考えであるか、もう
少し具体的な点——これは新聞に出て
いないようでごさいます、お尋ねい
たします。

○一萬田國務大臣 委員をどういうふ
うにするかは、まだ具体的にきめてお
るわけではありませんが、金融産業に
關係しまして、できるだけ広い範囲
で、各利害關係を代表されるような
方々で委員を構成したいと考えており
ます。

○石村委員 あまり具体的に考えてい
ないということですが、二十名という
ように人員まで限定していらっしゃる
のですから、かなり具体的に判断せら
れて人数も出てきたのだと思う。そん
ならこつちも具体的に御尋ねします
が、中小金融制度とか、農林漁業金融
制度とか、こういう方面の代表者をお
入れになる御意思がありますか。

○一萬田國務大臣 いろいろ参加をお願
いするつもりであります。

○石村委員 金融界のこうした中小金
融の方というだけではないに、産業界に
おいても、中小企業の者、あるいは農
林漁業関係の人、これは産業代表の意
味でやはりお入れになる御意思があり
ますか。

○一萬田國務大臣 中小企業につきま
しては、できるだけ事情をよく御存じ
の方に委員に御参加をお願いする、か
ように考えております。十分適當な方
を考えたと思つております。

○石村委員 もう少しはつきりお答え
願いたいと思うのですが、中小企業の
関係の金融の方、あるいは農林漁業金
融関係の方というのは、産業界の中小
企業のもの、農林漁業のもの、二つに

分けて、両方お入れになるというお考
えかどうか。

○一萬田國務大臣 これは二十名の委
員ということもありますが、私の気持
としては、それぞれ一人ずつぐらいは
お願いをしても、二十人のうちに入る
だろう、かように考えております。

○石村委員 これは金融界、または産
業界、あるいは学者ということになり
ますが、一般庶民と申しますか、特に
国民金融公庫とかあるいは相互銀行と
か、そういうものの対象になる庶民階
級の人、受ける方ですね、そういった
方面の人、これは代表者といえはな
かなかむずかしいかと思つて、お
入れになる御意思がありますか。

○一萬田國務大臣 私は御参加を願つ
ていいと思う。

○石村委員 よく聞えなかつたのです
が、もう少し明瞭に大きな声でお願い
します。

○一萬田國務大臣 適當な方がありま
すれば、御参加を願つてもいいと思つ
ております。

○石村委員 適當な方があればという
ことですが、もちろん不適當な人を入
れるわけにもいかないのでしよう。しか
し適當な方があれば入れるじや、入る
のか入れないのか、われわれはさつぱ
りわからない。そのとき見つけたり
みでしたといえ、それきりになつて
しまふ。あなたの方で積極的にそうい
う人を探して、適當な人をお入れにな
るといふ、そういう腹案があるかどう
か。積極的と消極的とは、結果にお
いては非常な違いが出てくると思いま
すが、その点どうお考えになります

○一萬田國務大臣 今なかなか選振が
わづかしからうというお話もありまし
たから、そういうふうにお申し上げたの
であります。私としては入れること
に努力いたします。

○石村委員 それで、この委員の点は
一つ善処を期待するといつたしまして、
この調査会に諮問せられる内容です
が、まずこの調査会は、本文を見ます
と、諮問に應じ、調査審議し、必要と
認める事項を建議すると、こういうよ
うにありますが、これは諮問による答
申と、また調査会が積極的に調査審議
しての建議というものと二通りあると
解釈していいですか。ただすべての建
議という意味は、諮問に應じての建
議にすぎない、答申にすぎない、こ
ういふことになるのですか、二通りあり
ますか。

○一萬田國務大臣 原則的には、諮問
を申し上げてお答えを願う、これが原
則であります。しかしその他調査会
で御意見があることは、十分御建議も
受けて私はけっこうと考へます。

○石村委員 それからこの調査会に諮
問せられる場合に、その諮問案という
ものは、金融制度を何とか改善する方
法ありやというふうな何かばく然とし
た諮問をなさるお考えですか。あるい
は具体的に、たとえば日銀法につい
て、何々についてはどう考へる、ある
いは中小企業についてはどう考へる、
為替銀行についてはどう考へる、ある
いは長期信用銀行関係についてはどう
考へるというように、具体的な問題を
提起して諮問せられる御意思があるか
どうか、この点をお尋ねしておきま
す。

○一萬田國務大臣 今のところ私の考
えとしては、諮問する場合には、具体
的に問題を提起いたしまして御審議を
願いたい、かように考えております。

○石村委員 この諮問に対して当然答
申が出てくると思つていますが、この金融
制度調査会というものは、今まで臨時
金融懇談会というふうなものが大蔵省
内にすでにあると思うのであります。
それがあつてもかわらず、こういう
法律をもつてちゃんとお作りになると
いうことから考へますと、今度の調査
会の答申というものは、大蔵大臣とし
ては相当重要視せられるのではない
か。そのためにこそ、こういう法律を
お作りになつたのではないかと考へま
すが、答申があらましたら、その答申
を全部御採用になるかどうか。大蔵省
として、それは答申にすぎないのだか
ら、氣に入らぬことは採用しないとい
うことも一つの考え方ではないですか。
しかしそうなりますと、ちやうどあの
選挙制度の調査会みたいに、都合のい
い小選挙区という一つの結論だけ取り
出して、そして自分で勝手な選挙法を
作つておやりになつたということも考へ
られる。金融制度調査会がだしに使わ
れるにすぎないという懸念も出てくる
と思つて、答申については、大蔵大
臣は全面的に、大蔵大臣として氣に入
らぬことも、これは法律で作つた権
威ある調査会の答申であるからとして
採用せられるというだけの覚悟のもと
に、この諮問をなさるのかどうか、お
尋ねいたします。

○一萬田國務大臣 この調査会をむろ
ん諮問機関でありますから、この調査
会の御決定を全部そのまま採用する
ということはお約束いたしかねます。
できるだけそうあることを希望いたしま
すが、しかしその答申の結果を尊重い

たしますことは買うまでもありません。

○石村委員 まあ答申ですから、あるいは政府の立場として答申を一切がっさい何でもかんでもというわけにもいかならぬと思うのでありますが、そういうことになると思います。選挙制度調査会のなまなましい事件もあるわけでありますから、大蔵大臣としてどうしても金融制度に対する改革をしなければならぬというお考えがあるならば、それをお示し願いたい。また反対に、こういふことは絶対にしてはならぬというお考えもまた同時にあると思う。答申は、どんな案が出てくるか、それはわかりませんが、大蔵大臣がこうしたことはぜひともやりたい、こうしたことは絶対にやりたくない、こういうことがあると思うのですが、それを実はこの大蔵委員会で御発表願ったかったのであります。その大部分が昨日の新聞に出てしまつておるわけなんです。それで新聞発表を確認する意味で、一つ大蔵大臣から、具体的にその積極的なもの、あるいは消極的に否定せられるもの、それを明らかにしていただきたいと存じます。

○一萬田國務大臣 大体この調査会ができた場合に、どういふことを具体的に諮問するかという御質問と心得るのであります。これは、なおこの調査会がいよいよ活動いたしますまでの間において慎重に考えを検討いたし、かつまとめたといつておりました、何もこれだけであるとか、あるいはこれは必ず諮問するというわけでありませんが、大体今こういうことを一つ諮問しようというふうな私の考えをここに申しますと、たとえば一般銀行関係につ

いては、支払い準備の預金制度の創設について一つ御審議を願う、また銀行等の自己資本の充実に関しましていろいろと御審議を願う、あるいはまたこれは少しこまかくなりますが、銀行の自己資本に対して業務用その他の不動産の所有比率等を考えてもらう、あるいはまた銀行の取引先に対する融資限度というふうなものを考えていいのかどうか、考えるとすれば一体どういふふうにかえるべきか、その他特に今後銀行の経営を健全にしていこうというところは、なかなかいろいろとむづかしい事情もある、そういうふうな方面について今後銀行はどうあるべきか、こういうことについても一つみんなの知恵を拝借したい、かようにも考えております。

さらに日本銀行法等につきましましては、一体日本銀行の最高の意思決定機関というものは、日本においてはどうかあるべきか、どうあるのが日本の国情に最も適するか、こういうふうなことを一つやはり研究してもらいたい。その他日本銀行法には、戦時立法の部分も少くありませんので、そういうふうなもろもろの規定の整備あるいは民主化、こういうことも考えております。

あるいはまた今日金利につきましましては臨時金利調整法がありまして、この法律に基いて金利をきめておるのであります。この金利の規制の方式はあれでいいの、もう少しその後の国情的変化に應じた規制方法がとられないのかどうか、こういうふうな点。さらにまた全体の金融機関について、今日あまりにも何と申しますか、独自性というところの言葉が悪いかもしれませんが、非常に入り組んでおりまし

て、どの金融機関も同じようなことをやっておるといふふうな状況があるのではありません。業務の分野を調整することの可否とか、あるいは調整するにすればどういふ範囲にこれが可能であるか、こういうふうな事柄について、その他いろいろと問題点があると思うのであります。今こういう点について御審議を願おうという若干について申し上げました次第であります。

○石村委員 大蔵大臣のただいまの御答弁は、ほぼ新聞に出ておることとございしますが、ただいまの大蔵大臣のお話を聞きますと、戦時中のあつたナチス的な考え方までできておる日本銀行法を改めたい、こういうことなんです。結局その意味は、日本銀行が現在はずつかり国家目的と申しますか、そういう形に縛られる、戦時中にできたのであつたことになつておられます。これを要するといふことは、現在在のあまり国家の何にくつつくことをやめて、もう少し金融の中立性と申しますか、これはもちろん以前のようなことは、今日の状態では不可能ではあらうと思ひますが、しかし何とかしてもう少し中立性を与えたい、こういう御意思があるわけなんです。

○一萬田國務大臣 私は、金融の中立性は十分尊重していきたい、また尊重すべきだといふ立場を持つてゐるものであります。ただし問題は、財政と金融とが、あるいは金融と経済とか、いろいろな関連において、中立性とは一体どういふふうな概念をして、また具体的にどのよういふふうにあるべきか、これは私は問題があると思う。一口に中立性と申しますが、なかなかこれ

は明確ではありません。ひとり日本だけではありません。どこの国でも、どこでも金融首脳者、あるいは当局者と談合しても、なかなかむづかしい点があるのではありません。しかし、私はできるだけ範囲において、金融は中立性を持たしていきたいと思ひます。今日日本の金融といたしましては、日本銀行法自体は非常に中立性を欠いております。これは先ほどからお話しがあり、私も申し上げるうちに、戦時立法であり、国家意思に従つて日本銀行が動くような規定がそのまゝに残つて、改正されておらないのであります。しかし、実際には中立性を守るような制度、言いかえれば、金利というふうなものについても、事実上日本銀行におもて決定ができる、こういうふうな形にもなつておりました。私は中立性は非常に強くなつてゐるのではない、かように考えてゐるわけでありまして、こういうふうな点は、今後日本銀行法を審議する場合にも十分尊重されるだらうと思つております。ただ何分今日のいろいろな制度は、改戦の日本あるいはその後の占領政策、いろいろな事象を織り込んで誕生したものも少くないのであります。従ひまして、こういうふうな点について検討を加え、再検討する。これはいつの時代でも必要なことであるのであります。特に日本銀行法のごとき基本的な法律の改廃について御審議を願う場合においては、すべてについてやはり見直ししていく、そうして新しい時代感覚、新しい同情をもつて見直す、そうして将来どうなるであらうかという将来の見通しとともに見る必要がある、これは私は何人も異論のないことであらう、かように

考えまして、調査会でいろいろ御審議を願いたいと思ひてゐるわけとございします。

○石村委員 日本銀行法の改正に当たつて、戦時中の立法を改めたいといふことなんです。大蔵大臣も日銀総裁として身をもつて体験していらつしやることだと思つて、そういう一種の中立性と申しますか、金融の自主性、日本銀行の自主性と申しますか、そういう点は、現行法のどの点をどういふ改正すべきではないかというふうな御腹案があるのではないかと申す。これは、しろうとの大蔵大臣なら何もこんなこととお尋ねしません、あなたは日銀総裁としての深い体験を持つていらつしやる。日本銀行法をさらに国家の意思に従はせたいといふふうに改正するといふのならわかりますが、これに中立性を与えるように改めたい、という一、大体、実際はうまくいつてゐるという話ですが、改めたいといふならば、どこか改める場所が具体的にあるはずだと思ふ。一条の問題なんかを見て、どこをどのよう書き改めたい、またその他いろいろの保証発行の限度についての公債の關係、あるいは割引手形の限度を大蔵大臣がきめるとかいろいろあります。どの点を改めなければならぬことだと思ふ。えになつていらつしやるか、その片りんでけつこうですが、お示し願ひたい。

○一萬田國務大臣 そういふことを、一切あげまして調査会に御審議を願ひまして、私は私の立場として虚心たんに、そういう意見を十分取り入れるべきものは取り入れるようにしたい。私が先走つていろいろなことを言うの

は、これはやはり慎重にすべきだ、かように考えております。

○石村委員 しろとうが先走つて言えは問題があると思うのですが、大蔵大臣の御意見を伺ふ方がよろしいと思ひます。調査会も困ると思ひます。一つあなたの御意見を、御腹案をお示しになる必要がやむを得ないのではないか、この考案の要するが、この委員会にその腹案をお示し願ふことはできないのですか。新聞の方にはすでに発表せられておりますが、新聞に発表せられるなら、大蔵委員会でも発表していただきたい、こう考えます。

○一萬田國務大臣 この決定について、一番力といふか、影響力を持つ大蔵大臣が先にかれこれ言つたら、これは私適當でないと思ふ。そういう雰囲気を作つておかしに、ごく自由な雰囲気において衆知を集めて、最後にいろいろとまた御相談申し上げる、これが私はとるべき道だと思ひます。私が新聞に何か言つたからどうというお話であります、新聞にはただ問題を提起しただけで、こういうことが問題になるだろう、かように申し上げたわけでありませう。

○石村委員 調査会の検討になるべくまかせたい、こういうことですが、調査会で答申しても、大蔵大臣は聞かれないこともたくさん出てくるんじゃないかと思ひます。そこで、私は腹案をお示しいただきたい、こう申し上げておるのです、どうもお話しになりませうから、次の問題に移ります。

支払い準備制度について、新聞を見ますと、これは一切現金に限る、公債、有価証券などを認めることは邪道

だ、こう言つていらつしやる。支払い準備制度を採用するかせぬかで一番問題になるのは、国債その他有価証券を認めるか認めぬかというところが、一番重要な論議的であると思ひます。その点について大蔵大臣は、このように、はつきりこれは認めない、こう言つていらつしやるのですが、この新聞発表は間違ひありませんか。それから、これは大蔵大臣の個人的な御見解であるのか、それとも自民党の党議によつて国債を入れることは認めないといふことが決定されておることかどうか、この点をはつきりとお示し願ひたいと存じます。

○一萬田國務大臣 私は、支払い準備制度は現金といふことを申し上げましたが、これは支払い準備制度そのものについて、支払い準備制度といふものはこういうものだといふことを申し上げたわけでありませう。

○石村委員 支払い準備制度はこういうものだといふ説明ですが、それは公債を認めないものが支払い準備制度だ、こういうことをおっしゃつたといふ意味ですか。支払い準備制度には現金しか認めない制度もあると思ひます。国債を含めて認める制度もあると思ひます。大蔵大臣は、国債は認めない、こういふ新聞に発表していらつしやるが、そうすると、この新聞の発表が間違ひである、もう一つ、この次に国債を含める支払い準備制度もあるんだといふことが漏れておるのですか。世界には両方の支払い準備制度があるが、日本として採用すべき点は、国債を含めることは認めないのだといふお考えで大臣はお話しになつたのかどうか、これは非常に重要な問題だと思

う。支払い準備制度を採用するかせぬかの論議の分れる点は、この点にあると思ひます。

○一萬田國務大臣 私は、新聞にどういふふうにとこのところを書いてあるか、けさ読んでおられますから、御答弁しかねる点もありますが、私が先ほど申し上げましたのは、支払い準備制度といふものはこうあるべきものだ、支払い準備制度といふものは、流通資金の調整といふことを目的とするものであるから、いわゆる流通資金の調節作用、従ひまして、これはやはり現金を吸ひ上げ、あるいはその率を低めて現金を緩和する、こういうのが、これが支払い準備制度だ、こういうふうには私は申し上げておいたわけでありませう。どういふふうにとそれをとつてゐるか、私新聞を読んでおられますから……

○石村委員 新聞にはやはりその通り書いてあります。それは間違ひないのですが、ただ支払い準備制度といふと、よそには国債を入れた支払い準備制度もあるのだから、日本でこれを採用するといふときに、大蔵大臣の御説明の方法による支払い準備制度を採用するといふとすれば、国債は認めないといふことが、自民党の党議で決定していることか。あるいは大蔵大臣の個人的な意見にすぎないのか。もう世界のどこを探しても、支払い準備制度といふものは現金だけしかないといふことなら、それはただいまのお話だけでわかるのですが、よそでは、俗に支払い準備制度といわれている中に、国債を入れている国もちゃんとあるわけですから、日本で今度採用しようとする

かせぬか、これは調査会の答申により、また政府の判断によることではありませうが、それについて国債を入れた方法を認めないといふことが、大蔵大臣の個人的な御考えであるのか、それとも自民党の党議においてもそれが認められておることであるかという点を、繰り返してお尋ねしているわけなんです。その点だけの御答弁でけっこうです。

○一萬田國務大臣 支払い準備制度が現金と、これは私理論的にさういふふうには思つております。しかしながら、これを日本銀行法を改正する場合にどうするか、そのことには何も関連がないので、それは今後調査会に諮問中にして、どうするか決定すべきことで、私はただ、支払い準備制度といふ本来の姿はどんなものかといへば、こういうものだといふ私の見解を申し上げたので、これは私大蔵大臣であらうがなからうが、一学究としても、また一経済人としても当然言えるだろうと思つております。

○石村委員 大蔵大臣の御答弁では、支払い準備制度といふものは現金に限るものだ、こういう御答弁でありませう。それは、支払い準備制度を金融調節のためのみに考えれば、その通りになるでせうが、しかし預金に対する支払い準備といふことになる、国債を入れたつてけつこうのことはさうでございませう。国債を入れたつて、預金に対する支払い準備にはなるはずですか。ただその国債を入れるか入れぬかといふことによつて、今後の日本のインフレといふか何といふか、国債発行の道に対して非常な影響を持つことになる。支払

い準備制度に国債を含めることを認めるといふことになれば、国債発行が非常に容易になるでございませう。そういう重大な点があるからお尋ねしている。大蔵大臣は、支払い準備制度といふものは現金に限るものだ、こういうお話しなんですが、実際はさうではない。どういふ方法をとるかということが肝心のことで、それを御尋ねしているのですが、大蔵大臣は、国債を含めた支払い準備制度といふものはあり得ないことだ、こうお考えなんですか。

○一萬田國務大臣 先ほどから申しますように、さういふ点について、今大蔵大臣がこゝで見解を申す筋はないのでありまして、さういふいろいろな問題がありますので、それを金融制度調査会に於いて十分御意見を拝聴して、さうして大蔵大臣が自分で決定するとなれば、自分の所信に向つて決定すればいいのでありまして、その決定する人が、初めからかれこれ言わぬ方が——それは言うていいものもあるかも知れませうけれども、すべてをまづ調査会に御審議をお願い申し上げる、こういたすべきが筋だ、かように私は考えております。

○石村委員 形式的にはその通りだと思ひます。調査会制度といふものは、調査するのだと言ふのだったら、これは別に何も文句を言うこともないと思ひます。調査会を作つて支払い準備制度の答申をさせる、さうして、その中に国債を含ませるということをすると忍び込ませるのではないかと懸念があるからこそ、この調査会法案も問題

になつてくる。大蔵大臣がそんなものは絶対に認めない、自民党の党議としても、そんなものは認めないのだという確約があるならば、この問題についての論議はなくなつてくると思う。そこをあいまいにしてもらつしやる、あるいは調査会で、支払い準備制度を置くべし、これは現金に限る、こういう答申があつても、政府はその中に国債を含ませるのじやないかということ懸念してくるわけだ。そこで重要な問題であるからこそ、大蔵大臣の正式な御見解を述べていただきたい。それがまた党としての正式な見解であるかどうかということもあわせてお尋ねしておる。ただ調査会が論議して答申してくれば、そんなものはそれでいいのだということでは、われわれはこの調査会を簡単に認めるわけにはいかない。これは重大な問題だと思ふのである。憲法調査会でも、ただ調査するということなら、何もへんてつもないことだが、調査会を作つておかしなことをするんじゃないかと思ふから、問題になつてくる。調査しますと言ふなら、何でもみな調査すればいい、何も問題は無い。しかし、そのことによつてわれわれが改悪だと思ふことをやられるんじゃないかと思ふからこそ、問題になつてくるわけだ。この重要な問題について、大蔵大臣の見解をもつとはつきりおしやつていただきたい。どうですか、これだけ調査会にまかせるので、どうもはつきり言うことはできぬというお考えですか。

○一萬田國務大臣 これは繰り返すことになりませんが、調査会を作りまして、そうして審議に待つ。責任あるこの調査会の答申は十分尊重せよというお話であります。全くその通りなんでありまして。私は、あるものは審議会にかけ、あるものは大蔵大臣が先にこれこれ言う、そういうことは適當でないと思う。ただ私が言うのは、先ほどから申し上げましたように、支払い準備制度というものはかくあるべしだ、これだけは私は申し上げることが可能である、かように思つておるわけでありまして。

○石村委員 大蔵大臣の立場でなかなか言にくい点もあると思ひますが、この支払い準備制度については、大蔵大臣は国債の充當は絶対に認めないというお考えと私は推測いたしまして、この問題を次に移したいと思ひます。次に、大蔵大臣は日銀の政策委員会について、これは當委員会でもお話しがありましたが、アメリカのように多くの連邦準備銀行があるのと違つて、日本には日本銀行だけだ、従つて屋上屋を重ねるようなこうした日銀政策委員会はどうかと思ふという御答申もあつたわけでありまして。新聞にもそのように出ておりますが、この日銀政策委員会は、やはり大蔵大臣は、屋上屋を重ねるもので、これは日本銀行の重役会で万事決定していけばいいことだ、こういうお考えで現在もいらつしやるのかどうか、お尋ねいたします。

○一萬田國務大臣 御質疑の点について、何も私は結論を出しておりません。しかし、これは政策委員会のできた経過から見ても、またいろいろと検討を要すべき事由も十分にあるから、しかもこれは中央銀行の意思決定機関でもあるから、十分検討をしてほしい、こういうふうに申しておるわけでありまして。

○石村委員 大蔵大臣は、アメリカの連邦準備銀行が十二あるとか何とかいうようなことを言つていらつしやいます。これは考え方の問題だと思ふのです。現在の日銀政策委員会があつても、何もそんなことで支障があるとは考えられない。これは日本銀行總裁としての體驗上、あるいはこれは検討すべきことだと思ふようになったのかも知れませんが、日銀政策委員会は一種の決議機関であつて、重役会は執行機関だ、こう考えれば、何も屋上屋を重ねるものでもないと思ふ。やはり日本銀行總裁のかつての経験から見ても、決議機関と執行機関は二つにしないで、一つでやつた方が便利だ、あるいは便利ではないかというふうにお考えになつていらつしやるのか。

○一萬田國務大臣 先ほど申しますように、何も結論を出してゐるわけではないのでありまして、いろいろとまた御意見があり得る点がござります。従いまして、調査会がござりますれば、衆知を集めて、十分御検討を願うがよろう、かように申しております。

○石村委員 それからさっきの御説明の中に、割引の限度をきめるようなことのお話があつたのでありますが、これは、具体的現在の制度のことで私はお尋ねいたします。たとえば西ドイツなんかでは、朝鮮動乱が始まつたあと、非常な金融の引き締めをいろいろやつております。調べてみますと、手形の信用くぎづけであるとか、手形の割引残高の10%削減とか、あるいは貸し出し進則の指示、短期貸し出しは自己資本の二十倍以内、こういうような非常なきびしいやり方をとつておりますが、こうしたことは、現在の日銀法等ではできないことになつておるのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○一萬田國務大臣 日本銀行がそういうふうな金融政策をとる場合は、申すまでもなく、今日では貸し出し制度、いわゆる金利制度、あるいはいろいろとある程度の話し合い、いろいろな形でやつてゐるわけです。しかし今日のうちに金融が緩慢になり、貸し出しが減つてくると、その点についての調整は結局オペレーションをやる、あるいはまた将来予想されるであろう支払い準備制度というものを基本にしていく、こういうような方法をとる以外に私は確実な道はないであらう。金融統制は別個であります。

○石村委員 私のお尋ねしたのは、こういうことが現行法でできるかできないかということをお尋ねしたわけですが、この点どうなんですか。西ドイツのレンダー・バンクが朝鮮動乱後非常にきびしいインフレ抑制政策をとつてゐる。ところが、これは日銀總裁であつた一萬田さんのその当時の処置はよろしきを得なかつた、こう判断しておりますが、そうしたことは法規上とり得なかつたかどうかということをお尋ねしてゐるのです。せんだつて新木さんが見えたとき、これをお尋ねしたいと思つたんですが、時間がないので聞かなかつた。この点、現在の法規上どうなつておるかということをお尋ねいたします。

○一萬田國務大臣 法律の上から、直接に貸し出しをどうしようかというといふことはできません。これは、やはり今日金利政策、あるいは担保の關係、あるいはまた特に私の當時では高率適用、こういうふうないろいろな形においてしてつたのであります。特に朝鮮動乱後における場合においては、むずかしい、今日でも若干似てゐるんですが、会社が非常に利益を上げてゐる、それで会社が自分の金でもって設備の拡張をやる、これはいかんともしがたい。そこで、当時としては、銀行にできるだけ貸し出しを回収するようになつて、貸出金の回収を促すようにしたわけでありまして、何分あつたあつたブーム的な景気ですから、銀行勘定に現れてゐるのは、自分の金でもって自分の設備をなつて、銀行から借りたようになつても、銀行の勘定にあつたようになつて、景気の關係が現れるのがおくれ、その点非常に困難があるものであります。今回、若干あつたあつた状況とは質も變つておりますが、今日会社等が利益を上げております。私は、この際やはり銀行の回収を促進するような道をとるのがよろう、かように考えておるわけでありまして。

○石村委員 次に、大蔵大臣にお尋ねしますが、現在の管理通貨制度、これを改めたらどうかというふうなお考えがあるのですか。どこかの新聞には、ちよつと触れておつたと思ふのですが、管理通貨制度を改めて、昔のようにな正貨準備というわけには、あるいはいかいかぬか知らぬけれども、何とか現在の管理通貨制度は改むべきだといふお考えは持つておるのですか。

○一萬田國務大臣 將來については、

幣制について何とか考えなければならぬと思つておりますが、今ここで幣制についてするのは、時期尚早で、適当でないと思つております。

○石村委員 具体的内容は、新聞にも出ていないのでわかりませんが、またいづれ新聞に発表されるのでありましようから、そのときにお聞きすることにいたします。この発券制度の問題も考慮に入っているようですが、いづれか外国為替をこの準備にしたらどうかという意見が一部にあったと思つたのですが、こうした意見について、大蔵大臣の御見解をお示し願ひたい。

○一萬田國務大臣 その幣制については、私今言ふのは、時期が適當でない、かように思つております。

○石村委員 僕は、大蔵大臣の一つの權威ある御答弁、御説明を願ひたいと思つたのですが、お述べになりませんから、遺憾ながら統いては聞きませんが、この関係でお尋ねしたいのは、現在政府において、外為の特別会計があります。これをやはり今後も存続せられる意思があるかどうか。という意味は、全部日本銀行にやらせてしまふ、特別会計をやめて日本銀行にやらせる、こういう考え方もあるいはあるのではないかと思つたのですが、大蔵大臣は、この点についてはどう考えますか。

○一萬田國務大臣 筋としては、これは日本銀行に移すのがよいと思つております。ただし、いろいろ時期がありまして、そういう点について今検討を加えておる。特にこの金融の情勢といふますか、金融が急激に緩和しつ

つあるというような情勢等を十分にら

み合せて進んでいきたいと思つております。しかし筋は、日本銀行にやらすべきだという考えに変わりはありません。なるべく早い機会にさういしたいと思つております。

○石村委員 そういたしますと、金融制度調査会への諮問事項のうち、このういことも入つてきますか。

○一萬田國務大臣 これは、金融制度調査会に諮問するに及ぶまい、かように考へております。

○石村委員 最後に、一つ大蔵大臣のお考えをお尋ねしておきますが、岸幹事長が山口県の山口にいらつして、三月の二十四日にこういう談話を発表していらつして、今後には積極財政に転換し拡大再生産に乗り出す。まず手持外貨を産業の基礎部門に投入し、建設公債を発行する。これは、おそらく自民党の党議でまづおののだと思ひますが、この具体的な内容をお示し願ひたい。外貨をどういう手段によつてこういうやり方をなさる考へであるか。外為の持つておる外貨を見返りに公債をお出しになるということになる、これは二重に金が出てくる。それはどういふお考へであるか。どうもわれわれ判断に苦しんだのです。これは、大野伴陸さんがこういうことをおっしゃつたならば、そういうことで済まされませんが、かつて東条内閣の商工大臣が何かをやられたような、こういう経済について明るい岸さん、しかも幹事長がこういう談話を発表せられたとすると、民自党内においては、相当論議を重ねられておる問題だと思ひますので、具体的にそのお考えを御説明願ひたいと存じます。

○一萬田國務大臣 私実はまだ何に

も存じませんので、いずれまた幹事長とお会ひした場合にいろいろお聞きいたすことにいたします。

○石村委員 この問題は、私は非常に重要な自民党の考へ方だと思つたので、大蔵大臣がさういふようにつんぼさじきにいらつしてやるといふことは、困つたことだと思ひますが、一つ積極的に、早く手おくれにならぬうちに岸幹事長にお尋ねになつて、大蔵大臣の御意見を發表せられて、誤まつておれば是正するように御努力を願ひたいと思ひます。長期取引みたい、あとになつてからあつてられるようなことでは手おくれになるおそれがありますから、御忠告申し上げておきます。

私の質問はこの程度にいたします。

○松原委員長 春日一幸君より関連質問の要求がありますので、これを許します。春日一幸君。

○春日委員 朝刊各紙に發表されました金融改革に関する一萬田構想、これは、私は重大な意義を持つものだと思ふのであります。すなわち、わが国の金融制度がいかにあるべきかということと調査審議するために、今ここに金融制度調査会が新しく設置されんといふたしておるのであります。従いまして、この際政府当局としては、当然この金融政策がどうあるべきかということについての積極的な意思表示、こういうようなものは誠に慎まらるべき、慎重に取り行わなければならないと思ふのであります。ただいま同僚石村君に対する御答弁によりますと、これは從來しばしば本委員会並びに予算委員会を通じて答弁したところであつて、別に事新しいことではないということではありましたが、私どもの理解を

もつてするならば、答弁するということと、それから構想あるいはその方針を發表するということは、これは全然意義が違ふと思つております。答弁することと、構想、方針を發表するということとは、われはかく行わんとするといふ、こういう積極性を持つておる。そこで私が申し述べたいことは、ここで新聞に發表されております各項目は、先般の本委員会の質疑を通じて明らかなる通り、いづれもこれは調査会に諮問が發せられんとしておる事柄ばかりであります。さういふふうな事柄に対して、大臣がさういふふうなやり方と考へておるといふ御答弁をなさることは、答弁を求める相手に對して、すでにその答を出しておるようなものなんです。すでに大臣がその答を出して、さうしてその相手に答申を求めるというやうなことは、さういふやうな立

場から、ほんとうにあなたの方針がきまつておるならば、今朝の新聞各紙は、非常に強く、かつ明確にあなたの構想を發表いたしております。たとえば日銀政策はかくかく、あるいは支払準備制度は設けるべきだ、さらに細目にわたつて現金に限る、さらに一段とそれを進めて上下のワク云々。それから臨時金利調整法は將來なくして、銀行の自主的な協定にまかせ云々といふやうな都合に、すべて細目にわたつてあなたの方針といふものが明示されておる。いづれの新聞も同様の報道をいたしておる限りにおいては、これは新聞の誤報とは言えない。

さういふふうな政府の方針がきまつておるならば、私がここに申し上げたいのは、今さら金融制度はいかにあるべきかといふやうなことを他人に調査研究を委託するやうな必要は全然ないと思つたが、この点はいかがでありますか。われわれの最も近い経験をもつてすれば、さきには選挙制度調査会という機関が設けられて、これにわが国の選挙制度はいかにあるべきかの諮問を發せられたが、その答申がいかに取り扱われたかは、あなたも閣僚の一人として御承知の通りである。さういふやうな全然答申といふやうなものを當てにしない、ただ形式的にちよつとやつて見る、試みてみて、その責任を民間の者にも転嫁できるというだけのしやれなければ、私はこの際さういふやうなぎょうぎやういふ法律まで設けて、ここに金融制度調査会などのごときものを設置する必要があると思つたが、この点に對する大臣の御見解はいかがでありますか。

○一萬田國務大臣 新聞のことが非常に

にお氣にかかるやうであります。私は何もあれは——見出しはいろいろと新聞でおつけになるのですが、あれはごらんになればわかりますやうに、私の構想といふやうなそんな大それたものでもありません。方針でもないであります。ただいろいろと問題になりさうな点を質問されたことにつきまして、さういふところは問題であらうといふふうな話した、それだけでありま

す。何も日本銀行といふますか、日本の金融制度を今後どういふふうにするかといふことについて、私は構想を示したり方針を示したりしたことはないつもりであります。

つもりであります。

○春日委員 あなたはそういうような答弁をされております。ここに私も思ひあたることは、先日ここに新日本銀行の御出向を願つて、参考意見を聴取いたしました。そのとき、われわれが日銀総裁に対して、あなたが触れられておりますこととくく項目について、総裁の意見はどうかであらうかと質問いたしました。それはあなたもあとで速記録をごらんになつて、御検討になつてしかるべきであります。そのときの総裁の答弁は、そのことごとく金融制度調査会が設置されようといふことは、従つて、わが國のたといは日本銀行法がいかにあるべきか、あるいは銀行法、あるいは臨時金利調整法等がいかにあるべきかという重要な金融政策については、これはいづれもその調査会にすべからず諸問が答へられるべきものであつて、そのときも委員になつたならば、委員の一人として適切な意見を申し上げたい、そこで、私の意見を日銀総裁の立場においてここで申し上げることは、はばかる。こういうことで、積極的な意見をその責任の重大性にかんがみてお述べにはならなかつたのであります。こういう責任ある立場にあるところの日銀総裁の態度、さらにより多い責任をお持ちになる大蔵大臣、これらのあなたが新聞記者団に発表されたところのその態度は、これはまさに相対立するものである。あなたは、かくかくのごとし、かくかくあるべしということとを新聞に明確に明示されておる。両者の態度をここに比較検討して、われわれは一個の批判が浮んでくるのであります。どうも大臣は、この金融制度調

査会のようなものは、ただ一つの形式的に、いうならば第二十二国会にあなたが提出して参られました金融機関審査会、この審査会法なるものが、院外における金融機関とのやみ結託によつて、今次国会にこれが提出されてはいない、この法律案が撤回されたことに對する、当面の問題を糊塗する。悪くいうならば、てれかくしにこの金融制度調査会という資金審議会の代案を出してこられたものではないかとすらわれわれは想像せざるを得ない。そんなような考え方で法律をもてあそばせるとするならば、われわれはまた重大な決意を持たなければならぬ。この際われわれは、あなたにお伺ひいたしたいことは、どういふようなポリシーを期待して、そして金融制度調査会といふものの必要をあなたは考えられておられるのであるか。さらにまた、たゞいま石村君への答弁の中にもありましたが、あなたのさきに發表された方針と相異なる答申がされた場合、それに対しては一体どの程度の調整をはかつていかれるお考えであるか。この際やがて生まれる調査会の権威のために、あなたの御所見を明らかに示しておいていただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 調査会の答申につきましても、先ほどから御答申申し上げましたように、十分尊重いたしませう。かように申し上げておるわけですが、どういふ答申が出るかわかりませんが、今どういふ調整をするかということは、お答えする段階ではございません。それから金融制度調査会の設置であります。これは私から申すまでもないものであります。が、やはり終戦後十年を経まして、この間におけるいろいろな変化といふものは激しいものもあります。そして金融はだんだんと正常化を進めてきた、特に金融情勢自体は、全く違つた様相を呈しておる。こういうようなところにきますれば、どういふも一ぺん従来そのままにしておきまして金融行政全体について、この情勢並びに今後の情勢に最も適する方途を衆知を集めて考えたい、かような考えから、この金融制度調査会といふもの、この法案の御審議をお願い申し上げておる次第でありまして、なお前回出した法案を今回出してはいないといふような点につきましても、これは客観的な金融情勢が非常な変化をいたしておるのであります。その結果とりやめたのであります。決して法律をもてあそばすといふふうな考えは毛頭持つておりませんことを、御承知願ひたいと思ひます。

○春日委員 私が申し上げたことが、あなたの心に十分触れていないと思ふのだが、あなたは金融制度調査会を作つて、そこで金融制度の諸問題について答申を求めようとしておる。そのために、法律の権威に基いてその調査会が設置されようとしておるのです。そのようになさきに、單なる答弁ではなく、かくのごとくにさるべきものであるといふ、金融改革に関するあなたの構想が示された場合、この金融制度調査会が冷静に、かつ白紙でそういうような諸問題を取り扱うことができるかどうか。相当の影響を受け、これが公正なる判断を欠くような結果になりはしないかどうか、この点を尋ねておるのです。この点についていかがでありますか。

○一萬田國務大臣 私は、繰り返して申しますように、問題となるような点を若干示したといふにすぎないのであります。従ひまして、それが調査会ができてきた場合の今後の審議に悪い影響を与えるといふようなことは毛頭考へておりません。

○春日委員 そういたしますと、特にこの点を明らかにいたしておきたいのだが、支払い準備制度を設けるべきだ、これは現金だけを対象とし、法律で上下のわくをきめ、その範囲内で日銀が操作するのが望ましい、こういう一つの意見が決定的に述べられております。先般本委員会でも、この問題については、現金だけを対象とするという段階までは、おおむねわれわれとの意見も合致をいたしておりました。しかしながら法律でその率の上下のワック—アローアンスの操作を政府がする、日銀がするかどうかという問題についても、相當論議のあつたところですが、ところがあなたは、これを日銀が操作をするのが望ましいと、ここに断定していらつしやる、こういう意見を發表された事実があるかどうか。こういう意見が金融行政の最高責任者である大蔵大臣によつてすでに示されておる状況下において、金融制度調査会がこれを審議しようとする場合、いかなる影響を受けるであろうか。これは、あなたとしても當然お考えになることであらうが、この点の経緯について、あなたの所見をさらに伺ひたいのであります。

○一萬田國務大臣 この支払い準備制度といふものについては、大体今日実施されておる國々の實際から見まして、ああいうふうな上下の限を設けて、その中で中央銀行が操作するのが一番よからうといふ一般的な今日の状況であります。そういう点を一つ取り上げて、私自身もやるとすれば、そういうことが一番よからう、こういうふうな話をいたしたのであります。

○春日委員 上下のワックを日銀が持つか、大蔵大臣が持つかという点については、いかがですか。

○一萬田國務大臣 上下の限につきましては、法定をする、それから大蔵大臣がきめる、さらにまた中央銀行が全部やる、いろいろ考えられると思つております。私は、そういう点を挙示したつもりであります。そういう点は今後どうすればいいか、調査会で十分自由な立場で御審議を願ひたい、かように考へております。

○春日委員 時間が迫つておりますから、私も協力的に問題を簡潔にしほりますが、金融三法の基本法の一つともいわれておるこの臨時金利調整法は、将来これを全廃して、銀行の金利協定にまかせる、こういうことが述べられておる、これはまことに重大な事柄であらうと思ふ。しかし、あなたがそういうことをやるのだ、大蔵大臣の権威において、確信を持つておられるならば、——おられるでありませうが、おられるならば、一体何をこの金融制度調査会に諮問されるのであるか、すでにあなたの方針がきまつておるではありませんか、きまつておつて今さら諮問をしなければならないという理由は、一体どこにあるのであります。あなたは金融行政にうとい人とは思ひなしい、あなたもみずからそれは

自負されておるところでありましようが、一体金融制度調査会をことさらに作つてすてあなたの方針は決定しておるのに、そこから諮問をとらなければならぬという必要性はどこにあるのか、この点を一つ明確に願ひたいと思います。

○一萬田國務大臣 私がいまおるわけでは毛頭ないのであります。御承知のように、臨時金利調整法は、従来は貸出しあるいは預金の金利協定はみな民間でやつておつたのであります。ただ独占禁止法ですか、この関係から、こういう公益的なごく一般の、個々の企業の利害に出ない一般の公益的な意味を持つ話し合いも、やはり禁止されておる、こういう点はどうかであらうかということが、ほとんど金融界においては常識で、これは何とかしてもらいたいというのとはほとんど異論のない事柄であります。そういう点を私考えまして、これは従来のような協定に返すことが望ましいではないか、かように言つたわけで、これは一つも問題はな

いだらうと考へております。

○松原委員長 平岡委員より関連質問の申し出があります。これを許します。簡単に願ひます。

○平岡委員 石村委員の質問に対しまして、大蔵大臣は、外為会計の日銀移管を示唆されました。これは重大な御発言でありますので、次の機会にその理由を詳細に御説明願ひたいのであります。外貨管理を中央銀行にやらせるか、あるいはイギリスが現在やつておるように、政府による平衡資金制度を確立したいはいかには多くの議論の存するところでございます。次の機会に十

分御説明をこの際要請申し上げておきます。

○松原委員長 それでは、委員長から一言大蔵大臣に申し上げたいと思ひますが、ちやうど時も時 本法律案がまさにこの委員会を通過しようとするときに当りまして、新聞にかくのごとき記事が載つたという点につきましては、

単に野党の委員がこの問題について非常に不快を感じておるといふことのみならず、与党の諸君といえども、これは穩当を欠くという意見が多いのであります。かような誤解を生ずるような新聞発表等は、法案が委員会にかかつておる間においては、特にお慎しみ下さるよう委員長から希望を申し上げておきたいと思ひます。

岡田君。

○岡田委員 委員長から御注意もあつたわけですが、先ほどから、あなたがおられない間に、委員会の始まる前に、だいたいいろいろと問題になつておつたのです。だいたい問題になつておつたということは、与党の中でも、今度の問題は不謹慎だ、こういう意見が出ておる。与党の中では、一萬田氏は大蔵大臣として適格でないから、やめさせるとまで言つておる。そこま

なつておるのに、平然として、こういうことは何でもないのでと云われることに付いて、私は不可解である。特に先ほどあなたの見える前に、山手政務次官が来て、この内容についてはさほど変だとは思わなければ、こういう時期に、つまりこの法案がこの委員会にかけられているときに、大蔵大臣がこういう発言をしたのは輕率であつたということを言つておる。あなたの子分までがこう言つておる。(子分と

は何だと呼ぶ者あり)あなたの下にいはる政務次官までこう言つておる。それなのにあなた自身は、今委員長からも特に注意があつたのであるが、この注意に對して、どのようにあなたはお考へになつておるか、率直な御心境を伺いたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 御注意をいただきまして、私も非常に恐縮に存じております。なるほど私率直に申しまして、ごく軽い気分では新聞記者の質問に答へたのであります。なるほど時期的に見まして、いろいろ悪い点があつたものと思ひます。その点は、特に私からも遺憾に存じておりますということ

を申し上げます。

○岡田委員 さっきのあなたの春日君に対する答弁を聞いておつても、たとえば、この支払い準備率の上下の問題について、新聞発表によると、あなたは大蔵大臣がきめるべきだと云つた、このように書いておる。ところがあなたが今言つておるのは、そういう意見もあるというので、必ずしも自分の意見ではないのだ、こういうふうなあいまいな態度をとつておる。あなたの意見は、この新聞発表のようになつたのか、あるいはそういう意見でなくて、新聞が間違つておるのか。間違つてい

るなら、新聞に對してどういふ扱いをするのか、こういう点を一つはつきり伺ひたい。こういう点を、あなた自身があいまいな態度でごまかされておるならば、われわれがこの委員会に審議をするのに、進められない状態になる。なぜならば、こういうあいまいなことを発表しておいて多数の力で押し切つていくというやうなことで、これは民主主義じゃないと思ふ。

その点が第一点。それからこの点について明確でない、あなた自身の態度がきまつておらないならば、この間公聴会で日銀の新本総裁は、この上下の問題については法律できめるべきだ、このようにお考へなつておるんだが、新本総裁の見解をあなたはこのようにお考へになるか、この点が第二点。第三

は、質問の時間があまりないので、一べんに言うのですが、政策委員会について、これを廃止したいというやうにあなたが言つたと各新聞は伝えている。そういうふうに暗示したんだといつておる。これは、あなた自身の氣持はそんなじやないかと思ふ。ところが政策委員会を作つたのはいつなんですか、あなたが日銀総裁のときに作つたんじゃないか、あなたが日銀総裁だつたときに、この政策委員会は適当でないとなぜ言わなかつたか、卑怯じやありませんか。アメリカのいるときには言えないでいて、今になつてか

に廃止したい、今度自分が大蔵大臣になつたらこれをやめる、こういうやうな卑怯な態度でこれを変えろというのですか。政策委員会を作るといふのは、日本の経済界の民主化のためにという考へ方で作られたんじゃないか、財閥の解体と関連して作られているんじゃないか。それをやめろといふことは、民主主義を否定する方向に進みつ

つある、こう言わざるを得ないじやないか。こういう点については、あなたはこのやうにお考へになつておるか、第三点はこの点であります。まだ私もいろいろ伺ひたいけれども、時間の制約を受けておりますから、この三点だけ伺つておきます。

○一萬田國務大臣 質問のあとから答弁を申し上げますが、政策委員会についてこれを廃する——私は特に断つてお話ししてあつたわけですが、廃止するとかしないとか言つてない。ただ中央銀行の意思決定機関というものは、中央銀行法を改正する場合に一番大事

なところだから、新しい事態において再検討をすることはやはり必要じやないかといふことを申しておつたのであります。これは新聞記者諸君にもくぐれも念を押しておる。廃止を宣伝してない。新聞記者なんかはいかにも廃止するやうな氣持が出たやうにおつしやられるので、私はちよつとおかしいなといふふうにも考へておりました。私はさやうなことは申しておりません。それは念を押してよく言つております。

それから支払い準備、これは今後調査会にかけるのでありますから、私は何限界を法定する、それから大蔵大臣がきめる。それから中央銀行で全部をやる。こういうふうなことが考えられるといふことを申したつもりであります。日本銀行総裁が、上下限は法定できめるべきであるという意見も、一つの意見であります。先ほど申し上げましたやうに、三つばかり考えられるので、日本銀行総裁としてのお考へでありましよう。こういうことは一切調査会にかけてみたい、こういうことを考へております。

○岡田委員 だから、私がさつき伺つておるの、支払い準備率の問題にしても、あるいは政策委員会の問題にしても、あなたの考へていることと違ふことが新聞に出ているならば、あなたは新聞に對して、どのように態度を

明らかにされるか。取り消しを要求されるのか、あるいはそのままあなたはほかの委員でいくのか。こういうようなことで、かえって自分の意思が達成したと思つてほくそえんでいるのは一体どういふことなのかと伺つてゐるのです。取り消しを申し込む気持があるのかどうか伺つてゐるのです。この点に対して答弁がないじゃありませんか。

○一萬田國務大臣 私は、何も今新聞に取り消しを求める考えは持つておりません。よく読んでおられませんから、一応よく読んでみます。大体私がきのう話したところは、前の委員会等で十分申し上げた事柄なんでございます。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております金融制度調査会設置法案に対する質疑は、この程度にて終了せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの藤枝君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本法案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

討論の通告がありますので、これを許します。岡田春夫君。

○岡田委員 私はこの法律案に反対をいたします。この反対の理由を簡単に申し述べたいと思います。

金融制度調査会の設置をそれ自体については、本来反対する理由はございません。しかし、この運営がよろしくなければ、この運営に基いて金融制度調査会という美名のもとに、結果において逆の結果がもたらされることを心配いたしますのであります。私がこの運営の

問題を……（発言する者あり）静粛に願いますよ、討論中だよ。静粛にしないとやらないぞ。遺憾ながら政府の調査会設置の意図が、委員会を通じて、この調査会は次の点においていろいろな立案を準備しているものがあるという点で、われわれは賛成できないのであります。

その次の点というのは、委員会の席上においてしばしば日銀政策委員会に対する不満論を述べておられるのみならず、きょうの新聞においても、実質上政策委員会を廃止する方向に金融制度調査会を指導するという意図をもつて、このような新聞の発表が行われておる。このような点についても、しかもこれに対して何ら取り消す意向もないような、このような態度である限り、明らかに見通しとしては、金融制度調査会というものを通じて政策委員会を廃止しようという考えである。この制度調査会を作つたというそもそもの目的は、政策委員会を廃止するといふ目的のもとにおいて作られておる。従つて、法律の条文の上においてはきわめてきれいであるけれども、そのもとに隠されておるものは、きわめて醜悪なるものであると言わざるを得ない。こういう点においても、われわれは賛成することができない。

支払い準備制度についても、大蔵大臣は、少くとも準備率の上限、下限を政府がきめるといふようなことを委員会でも答弁をいたしておる。ところが先ほど答弁を求めると、こういう点について、必ずしも自分の考え方はきまつておらないといふような、きわめてあいまいな態度をとりつゝある。こういう点でも、先ほど申し上げたように、

金融制度調査会を通じて、上限、下限を政府の考え方である大蔵大臣の決定によつて、これをきめていこうという魂胆が出てゐることは明らかである。第三、準備率の対象に現金のほかは、国債を加えるかどうかという問題についても、先ほど質問が出ておりました。この点についても、きわめてあいまいである。こういう点から考へても、いづれ国債を準備の対象とするように考へて、そして今後において、財政の脱出路としてそれが利用されていくといふようなことも考えられる、こゝういふ点から見ても、われわれは容易に賛成ができない。

第四、他方、日銀は國家經濟の總力の適切な發揮をはかるために、國家の政策に即して通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成に任ずるをもつて目的とするといふような、きわめて反動的な、いわばナチスばりの日銀法の第一条などについては、今度の金融制度調査会においてこれをかけて改正するといふようなことは、全然考へておらないし、また日銀總裁以下に對するきびしい解任規定のある日銀法の第四十七條についても、ほとんどこれを今度の調査会にかけるといふ考へ方を持つておらない。

こゝういふような点を考へても、われわれは今度の金融制度調査会といふものは、法文の美名のもとにおいて、自由民主並びに一萬田大蔵大臣が考へておる金融の民主化から逆行する方向に日本の金融制度を持つていこうとする意圖のもとにおいて、これが設けられようとしてゐる。そゝういふ意味においては、われわれは賛成ができないのであります。

以上簡単に申し述べまして、私は反對の討論を終りいたします。

○松原委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより金融制度調査会設置法案について採決いたします。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松原委員長 起立多数。よつて本法律案は原案の通り可決いたしました。

この際小山長規君より、金融制度調査会設置法案に対する各派共同提出の附帯決議について発言を求めておられますので、これを許します。小山長規君。

○小山委員 金融制度調査会設置法案に対する附帯決議案を読みます。お手元に配つてある通りであります。が、これを見ますと、

金融制度調査会設置法案に対する附帯決議案

金融制度調査会の設置に當つては、中小金融、農林漁業金融等又は中小企業、農林漁業等に関して深い知識と經驗を有するものの中から、特に委員若干名を選任して、中小金融制度、農林漁業金融制度等の改善に資せられたい。

右決議する。

これは小会派も含めまして、全員の共同の決議案であります。御審議をお願いいたします。

○松原委員長 ただいま小山長規君より提出されました、各派共同提案の附帯決議案について採決をいたします。本附帯決議案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めま

す。よつて本附帯決議案は可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十六日午前十時より開会することとし、これにて散會いたします。

午後一時五分散會

〔參照〕

金融制度調査会設置法案（内閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月二十六日印刷

昭和三十一年四月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局